

担い手確保・育成に係る取組について

国土交通省 北海道開発局 事業振興部
令和6年1月

「建設業の魅力発信！動画コンテスト」

- ▶ 北海道開発局と北海道建青会は「建設業の魅力発信！動画コンテスト」と題して、建設業の仕事やものづくりの魅力に触れてもらうことを目的とし「伝えたい建設業の魅力」動画を募集しています。
- ▶ 本取組は昨年度から開催し、今年度が第2回目の開催となります。個人、団体、企業、プロ、アマ問わず、どなたでもご参加頂く事が可能です。
- ▶ 昨年度は、応募全27作品の中から、高評価数の多い上位11作品を表彰しました。今年度は、31作品の申し込みがあり、現在、入賞作品を決めるための投票を受け付けていますので、是非ご覧ください。
- ▶ 本取組を通じて、若い方に建設業の仕事やものづくりの魅力などを感じていただき、将来の建設業を支える担い手の確保に繋がる事を期待しています。

【令和5年度投票案内】

**動画コンテスト
投票受付中!**

**投票受付期間
令和6年1月4日(木)～1月31日(水)**

動画のテーマは「伝えたい建設業の魅力」です
建設業の魅力が伝わる動画への投票と高評価ボタンをお願いします!!

- ◆動画視聴方法
下記YouTubeチャンネルよりご視聴ください。
- ◆投票方法
下記投票フォームより動画タイトルをクリックして下さい。
投票者の中から、抽選でQUOカードをプレゼント!!

Youtubeチャンネル [はこちら!!](#) 投票フォーム [はこちら!!](#) 動画コンテストの [詳細はこちら!!](#)

スマホから動画視聴と投票ができます

▼北海道建青会
YouTubeチャンネル



▼投票フォーム



▼北海道開発局HP
動画コンテスト詳細



＜主催＞
国土交通省北海道開発局
北海道建青会

＜問い合わせ先＞
北海道開発局 事業振興部 技術管理課 企画スタッフ
TEL/FAX 011-709-2311(内線5658) / 011-708-4532
E-mail hkd-ky-dougacontest@ki.mlit.go.jp



【令和4年度実施内容】

＜授賞式＞

日時：令和5年3月20日(月) 14:00～

場所：札幌第1合同庁舎 2階講堂

＜受賞者＞

北海道開発局長賞 「地域の守り手としての使命！」 貝森 貴博 様
北海道建設業協会会長賞 「建設の美学」 福津 宇基 様
北海道建青会MOONSHOT賞 「北海道遺産を支える若手技術者」 永倉 恵理子 様
入賞 ほか8作品



▼北海道開発局
YouTubeチャンネル
(授賞11作品掲載)



担い手の確保・人材育成の取り組み

イベント

R5.6.14-15 北海道土木・建築 未来技術展

- ◆主催 北海道土木・建築未来技術展実行委員会
- ◆後援 北海道開発局 国土技術政策総合研究所
北海道建設業協会ほか
- ◆来場者 約6,000名(2日間)
- ◆内容
 - ・ロボQSの体験展示
 - ・i-Snow実機展示
 - ・SMART-Grassの取組紹介 ほか



セミナー

R5.8.23 インフラDX・i-Constructionセミナー

- ◆参加対象 道内の建設業関係者
地方自治体職員ほか
- ◆参加人数 対面 87名
Web 611名
- ◆内容
 - ・基調講演
 - ・インフラDX大賞、i-Con奨励賞
受賞工事の事例紹介 ほか



見学会

R5.9.5 帯広工業・農業高等学校現場見学会

- ◆主催 帯広建設業協会
- ◆後援 帯広開発建設部 ほか
- ◆参加者 帯広工業高校1年生
帯広農業高校2年生
- ◆参加人数 80名
- ◆内容
 - ・工事現場見学
(帯広市・音更町)



見学会

R5.9.6 出前講座「土木の説明及び現場見学会」

- ◆主催 「北のけんせつ担い手」
育成会議
- ◆参加者 旭川工業高等
学校の生徒
- ◆参加人数 44名
- ◆内容
 - ・土木について
 - ・仕事概要の説明 ほか



見学会

R5.10.5 苫前トンネル現場見学会

- ◆主催 留萌建設協会
留萌開発建設部
- ◆参加者 留萌高等学校2年生
- ◆参加人数 14名
- ◆内容
 - ・苫前トンネル工事現場見学
 - ・港湾業務艇での留萌港内施
設見学 ほか



見学会

R5.10.11 女性技術者交流会

- ◆主催 小樽開発建設部
小樽建設協会
- ◆参加者 双方所属の女性技術者
- ◆参加人数 13名
- ◆内容
 - ・AIボードの説明
 - ・バックホウシュミレータ
 - ・現場見学 ほか



適正な工期設定に係る民間企業等への働きかけ

- 建設業法第19条の5では、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことを規定。
- この規定が設けられた主旨は、**建設業就業者の長時間労働を是正**することにより、**そのためには、適正な工期設定を行う必要**があることから、通常必要と認められる期間と比して著しく短い期間を工期とする建設工事の請負契約を禁止するもの。

周知・要請活動の実施

- 民間発注者等に対し、作成したパンフレットを配布し、適正な工期設定への配慮を要請
 - 2月 9日 北海道経済連合会及び北海道商工会議所連合会
 - 2月22日 札幌駅南口北4西3地区 市街地再開発準備組合
 - 3月 1日 札幌駅交流拠点北5西1・2地区 市街地再開発準備組合
 - 3月 9日 大通西4丁目南地区 市街地再開発準備組合
 - 3月14日 北海道市長会及び北海道町村会
 - 3月29日 北海道商工会連合会
 - 7月10日 北海道建築士事務所協会
 - 10月11日 建設コンサルタント協会北海道支部
 - 10月26日 北海道町村会（政策懇談会）

北海道労働局、北海道、北海道建設業協会と連携



著しく短い工期の請負契約は禁止されています！！

新たな担い手確保
魅力ある職場環境
週休2日などWLBの実現
適正な工期による長時間労働の是正

適正な工期設定は担い手確保の第一歩です。
発注者と受注者が連携して実現へ

著しく短い工期の設定はNG

建設業法第19条の5
注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

「工期に関する基準」
はこちら 

建設業法令遵守ガイドライン(元下間)
はこちら  ⑫12頁~13頁に注目！

「工期に関する基準」
リーフレットはこちら 

適正取引ハンドブック
はこちら  ④4頁に注目！

罰則付き時間外労働規制がR6.4から建設業にも適用
令和6年4月1日以降、「建設業」における時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。この上限規制も踏まえた工期設定が求められます。

北海道労働局HP 

建設業フォローアップ相談ダイヤル
建設業に関する様々な相談を受け付ける総合的な相談窓口

駆け込みホットライン
建設業法違反についての通報窓口

TEL ☎0570-004976 

TEL ☎0570-018-240 

国土交通省北海道開発局／厚生労働省北海道労働局／北海道／一般社団法人 北海道建設業協会

建設業の**担い手の確保**のためには、

①賃金水準の引上げ、②週休2日などの働き方改革が必要。

さらに、①②ためには、**受発注者間・元請下請間の契約**において、

(1)適正な請負代金の設定、(2)適正な工期の確保、(3)適切な価格転嫁がなされることが重要。

このため、北海道開発局では、以下の視点で

「元請・一次下請向け」、「民間発注者向け」、「工期特化」のモニタリング調査を重点的に実施。

特に、「**工期特化**」のモニタリング調査については、**北海道労働局と連携し、労働基準監督署の職員も調査に同行して実施。**

(1) 適正な請負代金の設定

標準見積書の活用や見積に基づく、協議による適正な労務費・法定福利費の確保状況

(2) 適正な工期の確保

当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、「工期に関する基準」の考慮状況

さらに、来年度から適用される罰則付きの時間外労働の上限規制を踏まえ、**北海道労働局と連携**

(3) 適切な価格転嫁

物価等の変動に基づく、契約変更条項等の適切な設定・運用状況